翻訳業務委託契約書 \_

株式会社X\_X\_X\_X\_X\_X\_（以下「甲」という）と株式会社G\_l\_o\_b\_a\_l\_W\_e\_b\_ \_P\_a\_r\_t\_n\_e\_r\_s\_（以下「乙」という）は、甲の依頼するX\_X\_X\_X\_X\_X\_X\_X\_（以下「製品」という）の翻訳、監修業務等を委託するにあたり、次のとおり契約（以下「本契約という」する。 \_

第１条 \_（目的） \_

1\_.\_ \_甲は乙に対して、製品の翻訳それに伴う監修の業務（以下「本件業務」という）を委託し、 \_乙はこれを受託するものとする。 \_

第２条 \_（定義） \_

1\_.\_ \_「翻訳」とは、紙または電磁的記録その他の媒体に記述、記録された日本語以外の言語による著作物または製品を、他の言語により可及的に同一内容を有する著作物または製品として作成することをいう。 \_

2\_.\_ \_「著作物」とは、思想又は感情を創作的に表現したものに加え、単に事実を表現したものも含む。 \_

3\_.\_ \_「成果物」とは、製品を翻訳し、甲の指定する媒体に記録したデータをいう。 \_

第３条 \_（委託報酬） \_

1\_.\_ \_甲は、本件業務の対価として、ＸＸＸＸＸ円（税別）の委託報酬を乙に支払うものとする。なお、本件業務の対価のうち、着手金としてＸＸＸＸＸ円（税別）を乙が指定する期日(\_Ｘ月Ｘ日)\_までに、甲は支払うものとする。 \_

2\_.\_ \_甲は、乙に対し、本件業務の完了日の属する月の末日までに、前項に規定する着手金を除く委託報酬を乙の請求書に基づき乙の指定する銀行口座へ振り込む方法により支払う。なお、支払に係る銀行振込手数料は甲の負担とする。 \_

3\_.\_ \_甲は、乙に第１条に規定された本件業務の範囲を超えた業務を委託する場合には、その業務内容及び対価については、事前に甲乙協議の上別途契約するものとする。 \_

第４条 \_（納期および検収） \_

1\_.\_ \_乙は、成果物を \_年 \_月 \_日までに納品するものとする。 \_

2\_.\_ \_甲は、成果物の納品後１週間以内に検収を行い、乙に対して速やかに当該検収結果を通知する。。また、納品後１週間以内に当該検収結果の通知がない場合、当該検収結果が完了したものとみなす。 \_

3\_.\_ \_前項に定める検収に合格したときをもって本件業務は完了するものとする。 \_

第５条 \_（再委託） \_

1\_.\_ \_乙は、甲の事前承諾を得た場合、自己の費用と責任で、本件業務の全部または一部を第三者に再委託することができる。なお、第三者に本件業務を再委託する場合、乙の責任のもとで、第三者にも本契約で規定する守秘義務契約を締結するものとする。また、第三者が甲に損害を与えた場合においても、乙の責任は免責されないものとする。 \_

第６条 \_（報告） \_

乙は、本件業務を円滑に遂行するため、業務遂行状況について、甲の要請に従い随時、甲との会議に応じ、または、甲に対し報告を行うものとする。 \_

第７条 \_（危険負担） \_

成果物の納品完了以前に生じた成果物の滅失、毀損、その他の一切の損害は、甲の責に帰すべ \_きものを除き乙の負担とし、成果物の納品完了後に生じたこれらの損害は、乙の責に帰すべきものを除き甲の負担とするものとする。 \_

第８条 \_（成果物等の帰属） \_

1\_.\_ \_本件業務の過程においてまたは本件業務の結果として創作または開発された成果物その他の著作物、発明、考案、ノウハウまたは物品等の一切の成果物（以下「本成果物」という）に対する所有権ならびに著作権（著作権法第2\_7\_条および第2\_8\_条の権利を含む。以下同じ）、特許権、実用新案権、商標権その他の一切の知的財産権（以下「知的財産権」という）は、甲に帰属し、または、第３条に規定する委託報酬を全額乙に支払ったときに甲に移転するものとする。但し、乙は、本件業務の過程で得られた一般的な知識、経験、ノウハウを自己の他の業務に使用することができる。 \_

2\_.\_ \_乙は、本成果物に関する著作者人格権を行使しない。 \_

3\_.\_ \_乙は、甲の要請に従い、本条１項に基づき甲に帰属すべき本成果物の所有権および知的財産権を甲に移転または帰属させるため、必要な手続を行うものとする。 \_

4\_.\_ \_本条の規定にかかわらず、本契約締結日以前に乙が保有していたもの、または、本契約とは独立して乙により作成されたものについては、乙にその権利が留保されるものとする。但し、甲が本成果物を使用するために乙の知的財産権の使用または実施が必要となる場合、乙は当該知的財産権の非独占的な使用権または実施権を無償で甲に与えるものとする。 \_

第９条 \_（秘密保持） \_

1\_.\_ \_甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾なくして、本契約の存在、内容、本件業務の内容、本件業務遂行を通じて相手方から口頭または書面を問わず開示された、もしくは知り得た相手方の技術上、営業上および業務上の一切の情報（以下「機密情報」という）を本件業務遂行の目的以外に使用せず、また第三者に開示、漏洩しないものとする。 \_

2\_.\_ \_前項の規定に拘らず、次の各号の一に該当する情報は、機密情報には含まないものとする。 \_

(\_ア)\_ \_既に公知のものまたは自己の責に帰すことのできない事由により公知となった情報 \_

(\_イ)\_ \_開示された、または知り得たとき、既に保有していた情報 \_

(\_ウ)\_ \_第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手した情報 \_

(\_エ)\_ \_相手方から書面により開示を承諾された情報 \_

(\_オ)\_ \_機密情報によらずに独自に開発した情報 \_

3\_.\_ \_甲および乙は、自己の役職員または第三者に機密情報を使用させた場合、当該役職員または第三者に本契約と同様の守秘義務を課すとともに、当該役職員（退職または退任後を含む）または第三者が守秘義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならないものとする。 \_

4\_.\_ \_甲および乙は、相手方から要求があった場合、本契約が終了した場合等機密情報が不要となった場合には、速やかに全ての機密情報（複製・改変物を含む）を相手方の指示に従い、返却または廃棄しなければならないものとする。 \_

第１０条 \_（第三者の知的財産権侵害） \_

1\_.\_ \_乙は、本件業務を行うに際し、第三者の著作物を複製するなど方法の如何を問わず、第三者の知的財産権その他の権利を侵害し、またはその虞のある行為を行わないものとする。 \_

2\_.\_ \_本件業務および成果物が、第三者の知的財産権その他の権利を侵害するとして、甲に対して請求または訴訟が行われた場合、乙はその請求または訴訟の防御に最大限の協力を行い、甲が被った一切の損害を補償するものとする。 \_

第１１条 \_（地位譲渡） \_

甲乙はともに、相手方の事前の書面による承諾なくして、本契約に基づく地位または本契約に基づく権利もしくは義務の全部または一部を、第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。 \_

第１２条 \_（損害賠償） \_

甲および乙は、自己の責に帰すべき事由により相手方当事者または第三者に損害を与えた場合、かかる事由から直接生じた通常の損害についてのみ賠償する義務を負うものとする。 \_

第１３条 \_（契約期間） \_

本契約の有効期間は、第１４条、第１５条に基づく早期解除の場合を除き、第４条３項に規定する本件業務終了日までとする。 \_

第１４条 \_（解約） \_

1\_.\_ \_甲は、乙に書面により通知することにより、本契約を何時でも解約することができる。ただし、甲は、乙に対し、当該解約の時までに完了した業務に対応する委託報酬として、本件業務の進行状況と乙に発生した費用を勘案して甲と乙で協議のうえで決定した金額を支払うものとする。 \_

2\_.\_ \_前項に基づき甲が本契約を解約した場合、甲の乙への責任は前項の金額に限られるものとする。 \_

第１５条 \_（契約解除） \_

1\_.\_ \_甲または乙のいずれか一方が、本契約に定める条項に違反した場合、他方当事者がその違反の治癒を求める書面による通知を行った後３０日以内に違反当事者が当該違反を治癒しなかったときには、他方当事者は本契約を解除することができる。 \_

2\_.\_ \_甲または乙は、以下の事由が生じた場合には、何らの予告もなく本契約を解除することができる。 \_

(\_ア)\_ \_相手方が解散したとき \_

(\_イ)\_ \_相手方が銀行取引停止処分もしくは租税滞納処分を受けたとき \_

(\_ウ)\_ \_相手方について破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始、特定調停その他の倒産手続の申立があったとき \_

(\_エ)\_ \_相手方が仮差押、差押もしくは競売開始の申立を受けたとき \_

(\_オ)\_ \_事態が生じたときは、何ら催告なしに直ちに本契約を解除することができる。 \_

3\_.\_ \_本契約に別途定める場合を除き、本契約の解除は、解除前に既に発生した当事者間の権利義務関係に影響を及ぼさない。 \_

第１６条 \_（存続条項） \_

契約期間の満了、本契約の解約、その他理由の如何を問わず本契約が終了した場合といえども本契約第８条から第９条および第１７条から第１８条はなおその効力を有するものとする。 \_

第１７条 \_（裁判管轄） \_

本契約に関して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。 \_

第１８条 \_（別途協議） \_

本契約に規定のない事項や、本契約条項の解釈につき疑義を生じたときは、甲及び乙が協議して解決するものとする。 \_

本契約締結の証として、本書２通を作成し、各当事者記名捺印の上、各１通を保管する。 \_

２０ＸＸ年 \_ＸＸ月 \_ＸＸ日 \_

甲 \_

〔住所〕 \_

〔名称〕 \_

〔代表者名〕 \_

乙 \_

〔住所〕 \_〒1\_5\_1\_-\_0\_0\_5\_3\_ \_

東京都渋谷区代々木一丁目5\_9\_番1\_号オーハシビル6\_F\_ \_

〔名称〕 \_株式会社G\_l\_o\_b\_a\_l\_W\_e\_b\_ \_P\_a\_r\_t\_n\_e\_r\_s\_ \_

〔代表者名〕 \_代表取締役社長 \_菅野勝英 \_